

1、災害時に配慮が必要な市民に寄り添う準備について

『障害のある方』と『ご高齢の方』を中心に」と、茨城県土浦市が作成した、「災害時に手助けが必要な人のための『防災の手引き』」は、東日本大震災の後に障がいのある方や御高齢の方に、震災で困ったことや不安だったことを調査し、その結果を基に作成されました。

調査では、地震直後の安否確認や情報不足、給水の大変さ、避難や避難所についての不安など多くの声があり、その背景には災害に対する準備不足や公助となる市の対応が事前に知らされていないことなどがあつたと言います。一方で、御近所や友人に声を掛けてもらったことが何より有り難かつたという声もあり、地域で助け合うことの大切さを改めて示された調査でした。

これらの調査を基に、公助を活用しながら、自分のことは自分で守る自助、お互いに助け合う地域、共助づくりのための情報を提供することを目的に、防災の手引きが作られました。

手引きには、避難された方の声も書かれていました。「私の息子は4歳自閉症です。地震で体育館に避難しましたが、やはり息子は落ち着かず体育館を駆け回り、他人の目が気になって夜中散歩して過ごしました。これが何日も続いたら、と考えてしまいました。障がい者は障がい者で別のところに避難するところがあればよいのですが」、知的障がいのあるお子さんの保護者の声です。

災害時、配慮が必要な市民はたくさんみえると思います。災害時に困ると思われることを支援者や身近な人に伝えることができたり、事前に助けてほしい内容をまとめておくことなど、自らの命を自分で守る準備は必要ですが、困っていること、助けてほしいことを言えない方もいます。当事者や身近な地域、行政が事前にできることで、少しでも不安を減らすことができたらと思います。今回はその中でも発達障がい者本人又は家族の視点で質問を行います。

(1) 福祉避難所の現状について

大府市では、災害時要援護者の避難施設として18か所の高齢者関係の施設、9か所の障がい者(児)施設と福祉避難所協定を結んでいます。災害時は、自らも被災者でありながら、各避難所では地域の方、施設や行政の職員が避難者と協力しながら運営している姿が見られています。

全ての方が過酷な環境でギリギリの精神状態の中で生活しています。その中で、障がいを持つ保護者からの不安の声を聞きます。「社会人となり、通常的生活を送ることができるようになってきたが、いざ災害が起こった場合、職場での対応、通勤中、外出先、家族のいない自宅など、その場での臨機応変な対応を苦手とする我が子には、どれだけ備えても不安が残る」

「障がいを持つ子どもと避難訓練に参加したが、多くの人が集まる場へ入ることができない我が子を見て、一次避難所への避難は難しいと思っている。もし受け入れてもらえる福祉避難所があるのなら、直接避難したい」と切実です。その福祉避難所も被災の状況や災害時の職員の配置などによって、受入れ可能としている人数が減る可能性や、必要な市民が多く、利用できない場合も想定されます。

①福祉避難所は、誰がどのようなときに利用できるのか。福祉避難所の果たす役割について、大府市の考えをお聞かせください。

現在、福祉避難所の利用については、一旦、一次避難所へ避難した後に、避難所では生活すること

一般質問通告書

が困難で、個別の配慮が必要だと大府市が判断し、福祉避難所の被災状況を確認した上で受入れ可能となれば福祉避難所へ移動してもらうことになっています。しかし、事前に配慮が必要だと確認できるのであれば、直接福祉避難所へ移動してもらうことが、障がい者本人、家族、一次避難所としても混乱を防げるのではないのでしょうか。一番は配慮が必要な障がい者がストレスや不安を最小限に抑えることが大事ではないのでしょうか。

②多くの人が集まる場所が苦手な発達障がい者等の場合、直接、福祉避難所へ避難できるのが理想だと考えるが、見解をお聞かせください。

災害によっては、近所の方など、福祉避難所を頼って避難してくる一般の市民もみえるかと思いません。また、福祉避難所の対象者だけが避難してくるとは限りません。施設の職員が不足していたり、個々に支援が必要な障がい者であったり、大人が必要な乳幼児であれば一人で避難することはなく、対象者の介助のために家族と一緒に避難することを考えますと、場合によっては、福祉避難所の受入人数はすぐに超えてしまう可能性があります。

③福祉避難所の利用者数をどれだけと見込んでいるのか、お答えください。

④福祉避難所の受入人数を超えた場合、どのように対応していく考えなのか、お答えください。

現在、福祉避難所の方との情報交換を行い、考え方など具体的に整備されつつあると聞いています。福祉避難所として協力していただく上で、お互いの役割の確認を行う必要もあります。さらに深めていく中で、備蓄食糧や燃料など、生活に必要なものをどこまで誰がそろえていくのかの確認をしていく必要があると思っています。

⑤福祉避難所として提携した施設との情報交換の中で、課題となっている点は何か、お答えください。

(2) 自宅や避難所に避難している障がい者への対応について

災害時などに配慮が必要という市民の場合、災害時要援護者として登録することができます。しかし、災害発生時によっては障がい者だけで避難することも考えられます。受付を行い、名前を書くことはできても、どんなことに配慮が必要かを伝えることができない障がい者もみえると思います。

①配慮が必要として、災害時要援護者の登録をしている発達障がい者が、避難所で自ら必要な支援を申告できない場合、現場ではどのように連携して把握し、支援につなげていくのか、お答えください。

災害時に個別の配慮が必要であっても、福祉避難所で受け入れられない場合も考えられます。そのようなとき、一次避難所での理解や工夫で乗り切ることができる場合もあります。広い体育館では音の響きが気になったり、多くの人々のざわざわした空間が苦手という子もいます。学校の空きスペースや教室を一部開放し、理解し合える家族同士で避難することができれば、家族で助け合うこともでき、厳しい環境の中で乗り切る方法を見つけ出していけるのではないかと考えます。

②配慮が必要だが福祉避難所で受入れできない障がい者等に対して、学校の普通教室やスペースを開放していく考えはないか、お答えください。

さらに、発達障がい者への対応を正しく理解している方がどれだけいるかで、家族や障がい者の心の安定も図れます。身体障がいの方であれば、助けてほしいことを具体的に伝えることができる方は

一般質問通告書

多いと思います。耳が聞こえない方だとわかれば、筆談をしたり、身振り手振りでの会話を行うことができます。しかし、発達障がいの場合は、この方には障がいがあるということを周りがわかっているにもかかわらず、どんなサポートをすればいいか、わかりにくいのではないかと思います。また、発達障がい者本人から相手に助けてほしいと具体的に伝えることがとても困難な方が多いと思います。

さらに、外見だけでは気づいてもらえず、パニックに陥る方もいると思います。そんなときに、寄り添って相手に合わせて話をしたり、困っていることを察して、落ち着ける空間を作ってあげることができれば、過酷な避難生活をしている避難所全体の安定にもつながります。

お互いに困っているけれども、どう支援したらよいかわからない方にも、具体的な声の掛け方など、支援の方法を教えることで、避難生活もいい方向へ変わってくるのではないのでしょうか。

③障がいについての理解があり、当事者に配慮していくことのできる「専門のスタッフ」を、避難所に配置する考えはないか、お答えください。

(3) 配慮が必要な方への啓発について

配慮が必要な方への対応については、日頃、御近所でのお付き合いや様々な行事などで関係をつくっておくことは、障がいがあるなしにかかわらず、とても大事なことであります。しかし、身近に接することがなければ、わからないのも当然です。

そこで、事前に障がいを持つ方やその家族、周りの支援者、市民が手に取って学ぶことのできる、支援者向けの手引きやハンドブックがあれば、啓発のきっかけになると思います。

①災害時に手助けが必要な方のための「防災の手引き」や「支援ハンドブック」を作成する考えはないか、お答えください。

また、防災訓練などのときは、支援が必要な方がいるということを啓発していく良い機会でもあります。

②日頃の防災訓練などで、障がい者等への具体的な配慮について周知、啓発を行う必要があると考えるが、見解をお聞かせください。

困ったことを伝えられる障がい者でも、バタバタと動いている避難所では、誰に相談したらよいかの判断はとても難しいと思います。また、啓発していく上で、誰もがわかりやすい目印が必要です。

例えば、認知症サポーターのオレンジリングのような共通のリングなどを、支援者と障がい者が身に着けることで、相談や支援がしやすいのではないかと思います。

③障がい者から見ても支援スタッフとわかるような共通の腕章やリボン、リングなど、「目印」となるものを用意し、啓発していく考えはないか、お答えください。

以上で、壇上からの質問を終わります。